



和光市 保育の質のガイドライン

目 次

1 和光市保育の質のガイドライン策定の趣旨(はじめに)	2
2 本ガイドラインの位置づけ(イメージ図)	2
3 本ガイドラインの活用方法	3
4 和光市の保育が目指すもの	4
(1) 子どもの権利	4
(2) 保育内容	8
① 0歳児の保育	8
② 1歳児の保育	10
③ 2歳児の保育	12
④ 3歳児の保育	14
⑤ 4歳児の保育	16
⑥ 5歳児の保育	18
⑦ 一人一人に合わせた支援	20
⑧ 食育	22
(3) 保育施設の取組み	24
① 保育士等に求められる資質	24
② 子どもの健康支援	26
③ 安全管理	28
④ 子育て支援	30
⑤ 子どもの健やかな育ちのために	32
5 おわりに	34
監修者の言葉	34
委員名簿	35
参考資料(和光市保育課程)	

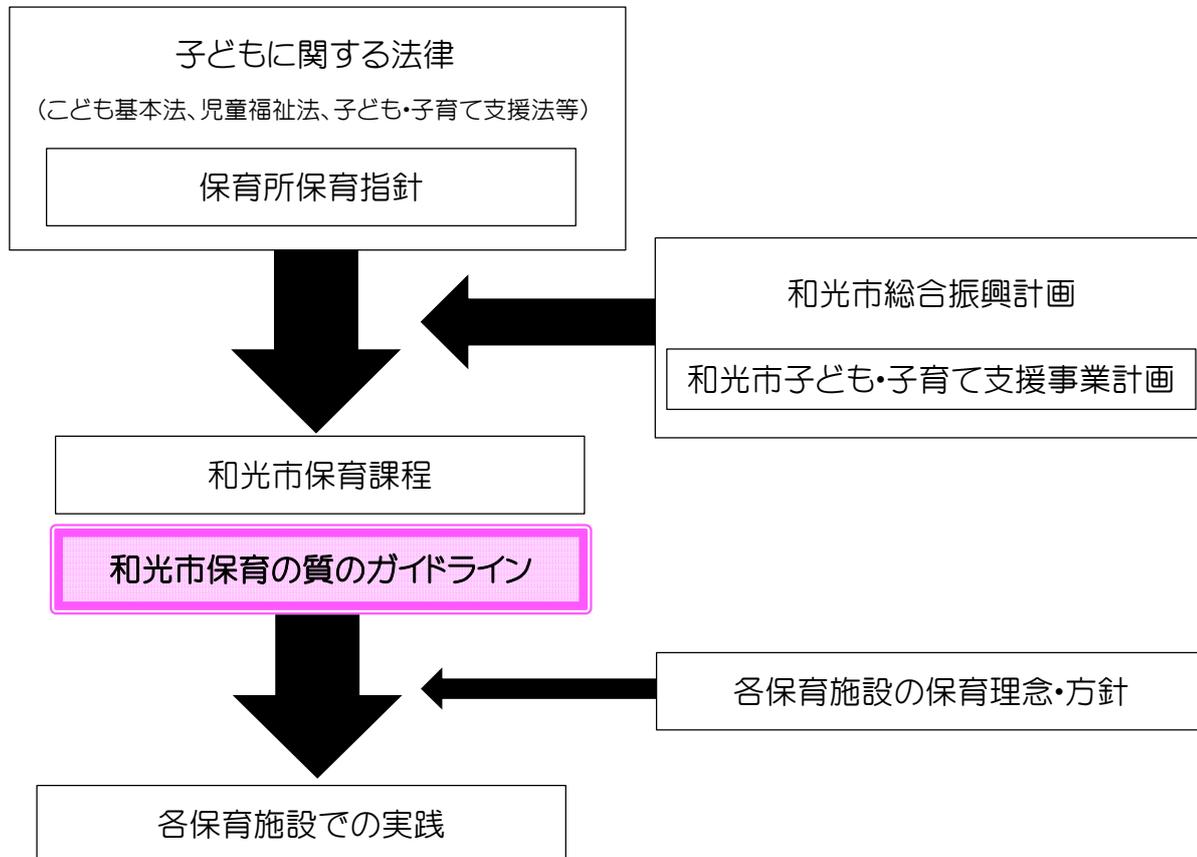
1 和光市保育の質のガイドライン策定の趣旨(はじめに)

和光市では平成27年に「和光市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもや子育て支援対策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいりました。また平成28年には児童福祉法が改正され、全ての児童が健全に育成されるよう児童を中心とした福祉の保障が明確化されました。これにより第2期和光市子ども・子育て支援事業計画では、「子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくり」を基本理念として、子どもや子育て家庭への支援において子どもを中心とした観点をより重視し、具体的な施策・事業を展開しています。

変化の大きいこれからの時代を子どもたちが生きていくためには、子ども自身が主体的に学ぼうとする力や豊かな人間性を身につける必要があります。そのためには、生活や遊びを通して行われる総合的な教育・保育により自己肯定感を育み、主体的・意欲的に関われる環境を整えることが重要です。そのため本市では、市内各保育施設の特色を活かしつつ保育の質の維持向上を図ることを目的とし、保育所保育指針を基に「和光市保育の質のガイドライン」を策定いたしました。

本ガイドラインを市内の保育施設に関わる保育者・保護者と共有し、さらなる保育の質の向上を目指していきます。

2 本ガイドライン位置づけ(イメージ図)



3 本ガイドラインの活用方法

本ガイドラインは、各項目ごとに見開きのページで構成しています。見開きの左ページには各項目の「説明文」と「子どもの願い・子どもの思い」、見開きの右ページは「事例からみる保育士等の対応」を記載しています。下記の解説を参照し、日頃の保育や振り返り、研修などで活用してください。

(2) 保育内容

① 0歳児の保育

0歳児の年間の子どもの成長発達に嬉しい時期です。そのため、一人一人の発達を把握したうえで保育にあたるのが重要となります。

運動機能という点、座る、はう、立つ、つたい歩きをするようになり、身体を動かすことが楽しくなってくる。また新生児期には近く歩み寄りや指差し、簡単な言葉での意思伝達。このような運動機能や発達能力の発達を促す。授乳・排泄・睡眠・おむつ替えなど、身近な大人との一対一の関わりの中で愛着関係を築く大切な時期です。抱っこをすることでくっつきたいという欲求を満たしてあげる。授乳時には目を合わせながら、大人の豊かな関わりにより情緒が安定していきます。

食事面や生活リズムの個人差も大きいため、家庭や職員間で連携を図りながら、一人一人に合わせた応答的で愛着的な関わりをしていくことが必要となります。

子どもの願い・子どもの思い

- ★ わたしは、発達や生活リズムを大切にもらい、わたしに合った対応をしてほしいです。
- ★ わたしは、色々な食材や味を知り、おいしいと感じる経験を積み重ねていると気づきます。食べる時には、味わうことや興味を持ってほしいこと共感した言葉をかけてほしいです。
- ★ わたしの服やおむつが濡れたまじいぬい、と声をかけて取り換えてほしいです。
- ★ わたしは、おもちゃを見て、触ってほしいです。
- ★ わたしは、周りの大人からの愛情の注ぎも大切にしたいです。
- ★ わたしは、大好きな人に話しかけてもらったり、触れ合い遊びやわらべうた遊びを一緒に楽しみたいです。
- ★ わたしは、これからたくさん言葉を覚えていきます。わたしが自分の気持ちや思いや声や表情、動きで表現した時には、その思いをくみ取り、言葉を返してほしいです。

0歳児の保育 事例からみる保育士等の対応

事例① 担当している子の発達に比べて、だっこやおんぶやおむつ、他の担当の子との関わりも大切にしたいけれど、機嫌よく遊んでほしいなあ。

- ☐ 甘えや不安を感じている大人に受け入れてもらうことで発達を促すことを理解し、安心して遊ばせるように心がけている。
- ☐ 生理的欲求のみに応じてほしいけれど、「置いてほしい」という子どもの要求を受け止めている。
- ☐ 抱っこだけではなく、おんぶの抱っこも試している。時には手で抱っこし、気持ちよく遊んでいる。

安心して生活するための関わりについて、保育課程や個別の保育計画を確認しよう。愛着関係をしっかりと構築できていれば、保育士等が安全基地としていいことにチャレンジできるようになります。特定の子の後進いや人見知りが続く場合は、担任間の連携も必要となります。どんな連携を行うと、子ども一人一人の情緒の安定に繋がることができるか話し合ってみよう。

事例② 食べる意欲を育てたいけれど、食べられないものは顔を背けてしまう。色々な食材に慣れるためにも、一口でも食べてほしいなあ。

- ☐ 「ちゅちゅ」「おいしいね」と声をかけながら、食べさせてあげよう。
- ☐ 安心できる状態の保育士等が食事の介助をする。
- ☐ 食べない理由を聞いてみる。子どもが食べられない理由を聞いてみる。
- ☐ 離乳食が段階的に進められるよう、家庭と連携を図っていく。

離乳食の進め方については、各保育課程の「食事の計画」や「授乳・離乳の支援ガイド(保育士向け)」を参照しながら進めていくことを基本とします。子どもの食べない意欲を育てるためには、周囲の人の遠慮いよなせや適切な関わりが不可欠です。好き嫌いをなく食べることができたら、食べたくない理由にはどのような背景があるのかを考察しましょう。

事例③ 一人一人の生活リズムを大切にしたいけれど、一日の流れをスムーズに行うことを優先してほしいけれど、このままでいいのかな。

- ☐ 一人一人の発達や生活リズムを把握し、個別の保育計画を立てている。
- ☐ 個別の保育計画が子どもの状況に応じて柔軟に調整されている。
- ☐ 「生活リズム」が崩れると、子どもが不安を感じる。保育士等が子どもの不安を察知し、対応している。
- ☐ 生活リズムが崩れると、子どもが不安を感じる。保育士等が子どもの不安を察知し、対応している。

保育をスムーズに行うことが、大人主体の生活リズムになっていない。確認をしてみよう。子どもの視点に立つ。子ども自身が心地よいペースで過ごせるか、欲求に応じながら関わりができていくかなど振り返りを行うことが大切だ。

- ① 「和光市保育課程」と照らし合わせて活用できるよう、確認が必要な項目を記載しています。
- ② 「和光市保育課程」「保育所保育指針」等の内容に基づき、保育士等が関わる際の留意点などを記載しています。また、0歳児から5歳児の保育のページでは、発達の特徴からみられる子どもの姿についても併せて記載しています。
- ③ 子どもの主体性や自己肯定感を育てていくためには、「子どもを尊重する」「子どもの人権擁護」の視点を持って保育を振り返る必要があります。子どもの最善の利益を考慮した保育が行えるよう、子どもがどんな思いや願いを持っているかを常に意識することが必要です。
- ④ 事例に対してのアセスメントの視点と、関わり方を記載しています。ここに記載している内容は保育の中でみられるほんの一例です。自園で様々なケースについて話し合いや振り返りを行う際に活用してください。

※P24～P31 (3)保育施設の取組 については、自己チェックを行えるよう構成しています。

Check it!!

4 和光市の保育が目指すもの



「和光市保育課程」

・社会的責任

(1) 子どもの権利

全ての人、生まれた時から「かけがえのない価値を持った一人の人間」として尊重される権利を持っています。私たち大人は、子どもが自分らしく育つために、子どもの権利を保障し守る責任があります。

子どもの権利条約の基本的な考え方は、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」の4つで表されます。

和光市では、「子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つための保育」の実現のため、保育施設職員・保護者・地域とともに、保育の質の維持向上に取り組んでいくことを目指しています。「子どもの権利」を理解し、子どもの最善の利益を保障することを常に意識していきましょう。

子どもの願い・子どもの思い

- ★ わたしたちは一人一人に違いがあり、特別な存在です。
- ★ わたしは、一人の人間として周りの大人に大事にされ、愛されたいです。
- ★ わたしは、自分の思いや願いを正直に表現したいです。そして、ありのままを受け止めてもらいたいです。
- ★ わたしは、安全で落ち着いた環境で、遊んだり休んだりする自由を守られたいです。
- ★ わたしは、みんなと違うところも認められ、自分らしく育ちたいです。
- ★ わたしは、身体も心も守られたいです。黙って身体に触ったり、心が傷つくようなことを言ったりしないでください。
- ★ わたしが困った時や失敗をした時は否定をせず、一緒に考え、助けてほしいです。
- ★ わたしたちには一人一人願いの込められた名前があります。大切に呼んでください。

※「子どもの権利条約」(日本ユニセフ協会抄訳)を読んでみましょう。

※保育所・認定こども園等における人権養護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～(全国保育士会)を活用しましょう。

子どもの権利 事例からみる保育士等の対応

事例 ①

「女の子なのに活発だね」「男の子らしく、カッコよくポーズを決めよう！」など、自分の持っている性別のイメージで、子どもを褒めたり注意をしたりすることがある。

- 子どもの行為を褒めたり認めたりする時に「カッコいいね」「女の子らしいね」など、性別や容姿に関する言葉かけをしていない。
- グループ分けや発表会などでの役割は、性別に関係なく決めている。
- 子どもの好きなことや興味のあることを認め、大人の固定観念で遊びの選択をしないよう配慮している。
- 子どもが性別の違いについて関心を持った時には、その疑問について話し合うなど、子ども自身が自分なりに理解できるよう関わっている。

子どもの権利条約第2条には「差別の禁止」があります。

例えば、私たち大人が「女の子の制服はスカート」「男の子がトイレの個室を使うのは大便の時のみ」というような自分の固定観念を持って子どもと接していないでしょうか。

多様性を認め合うこれからの時代を生きていく子どもたちが、こうした固定観念に囚われず自分らしく生きていくためには、乳幼児期の大人の関わりはとても大切です。

保育の中で無意識に男女間を区別する言葉を使っていないかを職員間で話し合ってみましょう。



事例 ②

クラスみんなで追いかっこをしている時に、参加せず傍で見ている〇〇ちゃん。誘ってみると「見るだけで良い」と言うけれど、参加させたほうが良いのかなあ。

- 子どもの意見表明として「見るだけで良い」という言葉を受け止め、その子なりの参加の仕方を尊重している。
- 活動内容が子どもの成長発達に即したものであり、かつ子どもたち一人一人の「成長したい」と願う欲求を満たしているか考察している。
- 子どもの言葉や行動を無視したり否定的に答えたりせず、丁寧に思いを聞き取っている。

子どもの権利条約第12条には「意見を表す権利」、第13条には「表現の自由」があります。

言葉で表せない子どもの気持ちや、まだ子ども自身が理解できていない思いを汲み取って関わるのが大切です。子どもたちは周りの人に思いを聞き取ってもらうことで「自分はいつも受け入れてもらえる存在」「価値のある人間なのだ」と感じ、自己肯定感を育てていくことができます。また自分を大切にしてもらうことで、他者も大切にすることが芽生えていきます。

保育の場面で表出される様々な子どもの意見をどう尊重するかについて、施設内で共通認識を持てるよう職員間で考えてみましょう。



事例 ③

話が聞けなかったり、ルールを守れなかったりする子どもに「赤ちゃん組だよ」「〇〇組さんになれないよ」と声をかける。

- 子どもの誇りを傷つけるような言葉かけをしていない。
- 子どもに話が伝わらない理由について考察をしている。
(子どもにわかりやすく伝えているか、活動内容が子どもの発達に即しているかなど)
- 一人一人の子どもの状況を理解し、気持ちに寄り添いながら伝え方や関わり方を工夫している。
- 大人の価値観によるルールを作り出していない。
(「〇〇組さんだからできるよね」「ルールで負けても泣いちゃダメ」など)



子どもの権利条約の第16条「プライバシー、名誉の保護」には、子どもは「他人から誇りを傷つけられない権利」があります。

子どもたちにルールを伝え、守れるようにしていくことはもちろん大切なことですが、ルールを守れるようにと子どものためを考えて言葉をかけていても、それが子どもの誇りを傷つけるような言葉になっていないかを考える必要があります。

どんな言葉であれば子どもの尊厳を傷つけずに必要なことを伝えられるのか、日頃から意識をして子どもと関わりましょう。

事例 ④

おむつ替えの時間はなんだか急いでしまい、いつのまにか子どもに丁寧に関われなくなっているかも…。

- 子どもの尊厳を守るため、「出ているかどうか見せてね」など言葉をかけてから身体に触れている。
- おむつの中というのは自分だけの大切な身体の部分なので、部外者から見える場所で替えたりしないよう配慮をしている。
- 個々の排泄に気づき、おむつが濡れた時に不快が快に変わるよう対応している。
- 効率を重視するのではなく、子どもの気持ちに配慮できるよう職員間の連携の仕方を工夫している。

子どもの権利条約第3条には「子どもにもっともよいことを」、第19条には「あらゆる暴力からの保護」があります。

おむつ替えや着替えの際には、自分の身体を大切に扱ってもらっていると子どもが感じられるようにすることが大切です。そうした関わりを通して、子どもは自分の身体は大切なものだを理解をし、勝手に人に見られたり触られたりしてはならないという意識が育っていきます。

子ども自身がおむつを替えてもらう(お世話をしてもらう)のを心地よいと思えるよう、個人差・タイミングに十分配慮することが、子どもを尊重した保育に繋がります。

焦らずゆったりと子どもに関わることができるよう、職員の連携の仕方も考えてみましょう。



子どもの権利条約

子どもの権利条約第1~40条 日本ユニセフ協会抄訳

「子どもの権利条約」第1~40条 日本ユニセフ協会抄訳

<p>第1条 子どもの権利 本条約は、すべての子どもに適用される。</p> 	<p>第2条 差別の禁止 本条約は、子どもの年齢、性別、民族、宗教、言語、社会階級、障害の有無、その他の属性にかかわらず適用される。</p> 	<p>第3条 子どもの最善の利益 すべての行動は、子どもの最善の利益を考慮して行われなければならない。</p> 	<p>第4条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p> 	<p>第5条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p> 	<p>第6条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p> 	<p>第7条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p> 	<p>第8条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p> 	<p>第9条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p> 	<p>第10条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p> 	<p>第11条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p> 	<p>第12条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p> 	<p>第13条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p> 	<p>第14条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p> 	<p>第15条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p> 	<p>第16条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第17条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第18条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第19条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第20条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第21条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第22条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第23条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第24条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第25条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第26条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第27条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第28条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第29条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第30条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第31条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第32条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第33条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第34条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第35条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第36条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第37条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第38条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第39条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>	<p>第40条 子どもの権利の保護 本条約の権利は、すべての国で適用されるべきであり、必要に応じて、国内法、慣習、その他の手段を通じて保護されるべきである。</p>
--	---	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

子どもの権利条約 ユニセフ 

日本ユニセフ協会HP
<https://www.unicef.or.jp/crc/>



「子どもの権利条約」4つの原則

★ 差別的禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

★ 子どもの最善の利益

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

★ 生命、生存及び発達に対する権利

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

★ 子どもの意見の尊重

子どもは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

その他 本ガイドラインで取り上げた条文

★ 13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

★ 16条 プライバシー・名誉の保護

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

★ 19条 あらゆる暴力からの保護

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

出典・抄訳: (公財)日本ユニセフ協会 子どもの権利条約サイトより

Check it!!



「和光市保育課程」

- 発達過程
- 養護に関する基本的事項
- 保育内容
- 食育

(2) 保育内容

① 0歳児の保育

0歳児の1年間は子どもたちの成長発達が著しい時期です。そのため、一人一人の発達を把握したうえで保育にあたることが重要となります。

運動機能でいうと、座る、はう、立つ、つたい歩きをするようになり、身体を動かすことが楽しくなってきます。また新生児期には泣くなどして快・不快を表しますが、少しずつ発語能力が発達し、身振りや指差し、簡単な言葉での意思表示をする様子がみられるようになります。

このような運動機能や発語能力の発達とともに、情緒面も大きく発達します。授乳・排泄・睡眠をはじめとした世話を通して「気持ち良い」という経験を重ね、身近な大人との一対一の関わりの中で愛着関係を築く大切な時期です。子どもは生まれながらに周りの大人からの愛情を求めています。抱っこをすることでくっつきたいという欲求を満たしてあげる、授乳時には目を合わせるなど、大人との豊かな関わりにより情緒が安定していきます。

食事面や生活リズムの個人差も大きいいため、家庭や職員間で連携を図りながら、一人一人に合わせた応答的で受容的な関わりをしていくことが必要となります。

🌻 子どもの願い・子どもの思い 🌻

- ★ わたしは、発育や生活リズムを大切にしてもらい、わたしに合った対応をしてほしいです。
- ★ わたしは、色々な食材や味を知り、おいしいと感じる経験を積み重ねているところです。食べる時には、味わうことや美味しくて嬉しいことに共感した言葉をかけてもらいたいです。
- ★ わたしの服やおむつが汚れた時は、「汚れたから取り換えようね」「きれいになって気持ちいいね」と声をかけて取り換えてもらえると心地よいです。
- ★ わたしは、おもちゃを見て、触って、舐めて、噛んで遊びます。清潔で安全なおもちゃを用意してほしいです。
- ★ わたしは、周りの大人からの愛情を五感を使い全身で感じ取っています。匂いや音など周りの環境も大切にしてほしいです。
- ★ わたしは、大好きな人に話しかけてもらったり、触れ合い遊びやわらべうた遊びを一緒に楽しんだりしたいです。
- ★ わたしは、これからたくさん言葉を覚えていきます。わたしが自分の気持ちや思いを声や表情、動きで表現した時には、その思いをくみ取り、言葉を添えて応じてほしいです。

0歳児の保育 事例からみる保育士等の対応

事例①

担当している子の後追いが激しくて、だっこやおんぶばかり。他の担当の子との関わりも大切にしたいから機嫌よく遊んでほしいなあ。

- 甘えや不安を身近にいる大人に受け入れてもらうことで愛着関係が育まれることを理解し、安心して過ごせるように関わっている。
- 生理的欲求以外にも「抱っこしてほしい」「見ていてほしい」という子どもの甘えを受け止めている。
- 抱っこばかりではなく、周囲の物に興味を持っている時にはそばで見守り、楽しい気持ちを共感している。



安心して生活するための関わりについて、保育課程や個別の保育計画を確認しましょう。愛着関係がしっかりと構築できていれば、保育士等を安全基地として新しいことにチャレンジできるようになります。特定の子の後追いや人見知りが続く際は、担任間の連携や理解も必要となります。どんな連携を行うと、子ども一人一人の情緒の安定に繋がるかを話し合ってみましょう。

事例②

食べる意欲を育てたいけれど、食べ慣れないものは顔を背けてしまう。色々な食材に慣れるためにも、一口でも食べてほしいなあ。

- 「もももぐ」「おいしいね」と声をかけながら目を合わせ、ゆったりとした雰囲気の中で食事をしている。
- 安心できる特定の保育士等が食事の介助をし、嫌がる時は無理強いをしていない。
- 食べたい意欲を引き出すために、子ども自らが食べようとするタイミングに合わせて介助している。
- 離乳食が段階的に進められるよう、家庭や栄養士、調理担当職員等と連携を図っている。



離乳食の進め方については、各保育施設の「食育の計画」や「授乳・離乳の支援ガイド(厚生労働省)」を参照しながら進めていくことを基本とします。子どもの食べたい意欲を育むためには、周囲の人の温かいまなざしや適切な援助が不可欠です。好き嫌いをなく食べることはばかりに捉われず、食べたくない理由にはどのような背景があるのかを考察しましょう。

事例③

一人一人の生活リズムを大切にしたいけれど、一日の流れをスムーズに行うことを優先してしまいがち。このままで良いのかなあ。

- 一人一人の育ちや興味関心を把握し、個別の保育計画を立てている。
- 個別の保育計画が子どもの状況に応じているかを職員間で振り返りを行っている。
- 「担当の子だからなるべく一緒に食事や睡眠をとったほうが良い」など一人で抱え込まず、職員間で連携している。
- 着替えやおむつ交換などは子どもにとっての快を満たし、大人との愛着関係を築くための大切な時間と捉え、一人一人に丁寧に関わっている。



保育をスムーズに行うことが、大人主体の生活リズムになっていないか確認をしてみましょう。子どもの視点に立って、子ども自身が心地よいペースで過ごせているか、欲求に応じながら関わることができているかなど振り返りを行うことが大切です。

② 1歳児の保育

Check it!!



「和光市保育課程」

- 発達過程
- 養護に関する基本的事項
- 保育内容
- 食育

1歳児の1年間は、言葉が増え、自分の力で好きなところへ移動できるようになり、受動的だった世界から自発的に行動しようとする時期です。身の回りの様々なものに触れて関心を持ち新しい行動に挑戦していくようになるため、子どもの発達に応じた環境を用意し、安全に生活できるよう見守ることが大切です。

この時期の子どもは言葉で上手く表現できないことから、大声で泣いたり拒否をしたりと様々な表現で自己主張をする姿が見られるようになります。そうした行為は発育・発達の過程であるため、自己中心的に物事を捉えて行動する姿を保育士等は理解し、子どもが何を伝えたいのかをくみ取りながら関わるのが大切です。自分を受け入れてくれる大人との関わりを深めることで信頼関係を築き、安心して生活を送れるようになります。

生活面では食事や排泄などを自分でしたいという気持ちが膨らみ、手伝ってもらうのを嫌がることもあります。さりげなく援助しながら自分でやろうとする気持ちを尊重し、うまくいったときはできた喜びを共有していきます。自分でできる楽しさを積み重ねていくことで、自立への意欲が高まっていきます。

子どもの願い・子どもの思い

- ★ わたしは、気持ちよく一日を過ごしたいです。遊んだり、休んだり、食べたりすることをわたしのペースに合わせてほしいです。
- ★ わたしは、自分でやってみたいことがたくさんあります。着替えや食事、トイレは少しだけ手伝ってほしいけれど、見守ってもらいながら最後までやりたいです。
- ★ わたしは、まだ自分の気持ちを大人のように説明することができないので、思い通りにいかないと泣いたり怒ったりします。伝えたいことに寄り添ってもらえると安心します。
- ★ わたしは、色々なおもちゃや他の子が使っているもので遊びたい時があります。そして、満足するまでやってみたいです。
- ★ わたしは、たくさん動いて遊びたいです。でも、まだ危ないと知らずに行動することもあるので、危険な時はわかるように教えて欲しいです。
- ★ わたしは、なんでも「じぶんの！」と主張したり、行動で示したりします。気持ちを受け止めてもらうことで安心できます。
- ★ わたしは、優しい声で絵本を読んだり歌を歌ったりしてほしいです。

1歳児の保育 事例からみる保育士等の対応

事例 ①

最近”かみつき”をする子がいて、繰り返し起きてしまう。どうやって対応したら良いんだろう。

- かみつきの原因を「内的要因」「外的要因」の視点で考察している。
- 要因を分析し、適切な対応方法について検討している。
- かむ方、かまれる方、どちらの子どもにとっても、自分の思いを表現することや相手の痛みに気づかせることに繋がるので、双方の子どもの気持ちに寄り添い、共感するよう対応している。



かみつきの原因を探る時には2つの視点で考えてみましょう。まずは「内的要因」（子どもに関すること）から考えます。言葉で伝えられないというこの年齢の発達上の特性によるものなのか、睡眠不足、体調不良などの生理的な不快感によるものなのかを考えます。そこに当てはまらない時には、次に「外的要因」（環境に関すること）を考えます。保育室内の子どもの動線、十分なスペースが確保できているか、活動時間、休息时间、玩具の数、保育士等の言葉かけが適切かどうかなどを検証します。また、家庭環境に変化がないか考えてみましょう。

このように原因を探ることで、かみつきに至る理由が見えやすくなります。要因を理解し、子どもや保護者の気持ちに寄り添った対応をすることが大切です。

事例 ②

思い通りにいかないとひっくり返って「イヤ」と自己主張。1つ1つのことに時間がかってしまい、そんなに長くは待てないなあ。

- 自己主張が盛んになる時期であることを理解し、「じぶんで」「いや」という思いを否定せず子どもの思いや願いを尊重している。
- 「～にする？それとも～にする？」といった選択肢を提示し、子どもが自己決定をできるよう対応している。
- 言葉で上手く表現できないことや欲求をありのままに表現する姿を受け入れている。



和光市保育課程のおおむね2歳「養護に関する基本的事項」「健康」「人間関係」「言葉」には、自我の育ちについて記載されています。この時期の子どもは、自我の育ちを認められ、周囲の大人に受容的・応答的に関わってもらうことがとても重要です。どのように関わるのが適切な支援であるか、職員間で話し合ってみましょう。

事例 ③

給食を手づかみやスプーンを使って自分で食べたがるけど、こぼしたり汚したりするから食べさせたほうが良いかなあ。

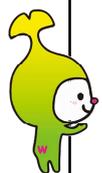
- こぼさずにきれいに食べることに促われず、子どもが「自分で食べたい」と思う気持ちを大切にしている。
- 日々の遊びの中で、手指の操作性が身につく遊びが経験できる環境を用意している。
- 完食することだけを目的とせず「おいしいね」「自分で食べてるね」などと話しかけ、自分なりのペースで食べていることを尊重し、楽しい食事時間になるよう関わっている。



自分で食べたいという意欲が出てくる頃ですが、こぼすことやお皿をひっくり返すことも多く、遊び食べにもなりやすい時期です。この過程を繰り返しながら食べ方や食事のマナーを身につけていくため、保育士等は子どもの意欲を大切に、必要に応じて援助をしましょう。

③ 2歳児の保育

Check it!!



「和光市保育課程」

- 発達過程
- 養護に関する基本的事項
- 保育内容
- 食育
- 2歳児から3歳児への移行の連携

2歳児は1歳前半の「なんでも自分でやってみよう」という欲求を持ち始める段階から、生活習慣に関しては自分でできることが増えていく時期へと成長していきます。とはいえ、無理に自立を求める段階ではありません。子どもがやろうとするのを待ってその意欲を受け止め、保育士等が援助をすることが必要です。保育士等が先回りすることで、子どもが自分でやろうとすることをさえぎってしまわないよう、生活の中の様々な場面で子どもの気持ちを尊重しているか振り返りましょう。

またこの時期には、生活や遊びの中で興味のあることや体験したことを自分なりに表現する姿が見られるようになります。子どもにとって遊びと生活は深く関わっています。生活の体験が遊びにつながり、遊びの体験が生活で反映されます。お人形の世話をする遊び、ごっこ遊びなどが十分に楽しめる環境を用意してあげることも大切な配慮です。保育士等と一対一での遊びの経験から人間関係の模倣をし、遊びの中で他の子どもと関わりを持つ様子も見られるようになります。これまでの保育士等との関わりが他者との関係を築いていく支えとなっています。

🌸 子どもの願い・子どもの思い 🌸

- ★ わたしは、着替えをしたりご飯を食べたり、自分でできることも増えました。でも自分でやりたい時、お手伝いをしてもらいたい時など色々な時があります。
- ★ わたしが「いやだ!」「じぶんで!」と言っている時は理由があります。上手に説明できなくて泣いて怒ることもあるけれど、励ましたり見守ったりしてほしいです。
- ★ わたしは、遊んでいる時に他の子とけんかをすることもあります。そんな時はわたしの思いを受け止めて、一緒に遊ぶ楽しさを教えてほしいです。
- ★ わたしは、やってみようことや遊びのアイデアがたくさん思い浮かびます。わたしの発達や好きなことに合わせたおもちゃと場所を用意してほしいです。
- ★ わたしは、まねっこが大好きです。お手伝いもやってみよう、ごっこ遊びでは色々なことを試したいです。
- ★ わたしは思い通りに走ったり、登ったり身体を動かすことができるようになりました。そのことが嬉しくて、何度も何度もやってみたくになります。
- ★ わたしは、知っている言葉が増えました。たくさんお話をしたり、絵本を読んでもらったりしたいです。

2歳児の保育 事例からみる保育士等の対応

事例 ①

色々な遊びに興味を持ち、夢中になって楽しめるようになるにはどのような環境作りをしたら良いだろう。

- 子どもがその時々に関心を持っていることを知り、どんな遊びが必要であるかを分析している。
- 遊びに必要な道具の数や種類を揃え、生活経験の再現や子どもが興味を持った遊びが十分に楽しめる環境を整えている。
- 保育士等との遊びで心が満たされた体験を経て、次第に他の子との関係性が芽生えてくる成長過程であることを理解し、子どもと遊びの楽しさを共有している。



保育士等と一对一の遊びを十分に経験した子どもは、他の子との関係でも色々なことを模倣して遊ぼうとします。保育士等は遊びに加わりながら、その関わりを仲立ちしていきましょう。

子どもにとって遊びと生活は深く関わっています。生活で体験したことの再現が十分に楽しめる環境を整えていくために、職員間で互いのクラスを見合うなどしながら、遊びに必要な環境について話し合ってみましょう。

事例 ②

自分でできることでも甘えたりふざけたりしてなかなか行動できない子に対して、どこまで寄り添って良いか見極めるのが難しいなあ。

- 「本当はできるのに甘えている」「今までできていたのに」という大人の固定観念を持たず、自立へ向かい行きつ戻りつしている子どもの発達を理解し、受け入れている。
- 子どもが良い行動に向かった時は「～が自分でできたね」などと伝え、肯定的な関わりを意識している。
- 子どもが好ましくない行動をした際は何が良くなかったかを問いかけ、一緒に考え、周りにいる人が心地よく過ごせる方法を伝えている。



子どもは「できない」「やりたくない」という気持ちを受け入れてもらい、「困った時は助けてくれる人がいるんだ」「頑張りすぎなくても良いんだ」と感じて安心することで自分で自分のことをやるようになります。また、大人がどんな反応をするのか試す時期でもあります。子どもの気持ちに寄り添うことと言いなりになることの違いを保育士等は意識し、「しっかり甘えさせる場面」と「良くない行為を伝える場面」を判断して対応することが大切です。

事例 ③

苦手なものを食べずに好きなものだけおかわりをしたがるけれど、好きなものだけ食べていて良いのかなあ。

- 苦手な理由をアセスメントしている。(感覚的な課題であるか、経験不足によるものかなど)
- 食べることができた時に「人参おいしかったね」など、肯定的に話しかけている。
- 食事に関わりの他に、絵本や食育活動を通して食への関心が広がるよう食育計画を立てている。
- 「この食べ物は苦手」「こっちが食べたい」と表現する姿を認め、その時の状況に応じて関わっている。



子どもの権利条約第12条には「意見を表す権利」、第13条には「表現の自由」があります。食事の場面においては「このように育ってほしい」という願いから大人の価値観を押し付けてしまっていないか振り返ってみましょう。食べないからと無理強いせず、かといって諦めたり決めつけたりせず、食べたい気持ちが子どもに芽生えるのを気長に待つことも大切です。子どもの権利の観点からも援助の仕方や関わりの工夫について話し合ってみましょう。

④ 3歳児の保育

Check it!!



「和光市保育課程」

- 発達過程
- 養護に関する基本的事項
- 保育内容
- 食育

3歳児は、これまでの生活経験から身の回りのことに関してかなりのことを自分でできるようになってきますが、できるのにやりたがらず甘える姿が見られる子もいます。保育士等はそれぞれの子どもの発達の姿を理解し、その時の状況に応じた関わりを持つことが大切です。

また、この時期になると社会性が少しずつ芽生え、気の合う子と一緒に意見やアイデアを出し、お互いを認め合いながら遊ぶ様子も見られるようになります。その一方で、自分の行動や言葉が注目を集めることを喜び、周りの反応を確かめるために、あえて不適切な表現をすることもあります。保育士等はそうした子どもの揺れ動く気持ちを理解し、時には見守り、教え、認めることを繰り返しながら関わっていく必要があります。

小規模保育事業所から保育施設等への転園や集団生活が初めての子が入園する3歳児クラスでは、新しい生活に戸惑いを感じている様子も多く見られます。保育士等は子ども一人一人のこれまでの育ちや不安に感じている思いを受け止めながら、安心して過ごせるよう援助していくことが大切です。

🌸 子どもの願い・子どもの思い 🌸

- ★ わたしは、着替えや食事が自分でできるようになったけれど、甘えたい時ややりたくない時もあります。そんな気持ちを受け止めてほしいです。
- ★ わたしは、知りたいことや試したいことがたくさんあります。「なんで？どうして？」と思うことを一緒に調べたり考えたりしてほしいです。
- ★ わたしは、お話がたくさんしたいです。思ったことや経験したことを聞いてもらえると嬉しいです。
- ★ わたしは、走るスピードが早くなり、ケンケンやジャンプが上手になりました。できるようになったことを認めてもらいながら色々なことに挑戦したいです。
- ★ わたしは、自分の思い通りにならない時に他の子とけんかになります。わたしの気持ちが上手く伝わらない時には、どうやって伝えたら良いか教えてほしいです。
- ★ わたしは、ごっこ遊びや再現遊びを自分の世界で思いのままに遊びたい時があります。十分に楽しめるように必要な道具や数、場所を用意してほしいです。

3歳児の保育 事例からみる保育士等の対応

事例①

ルールのある遊びに参加したがらない子や1番でないと泣いて怒る子がいるので、対応に悩んでしまう。

- 参加したくないという思いを受け止め、参加しない理由や参加できる方法を子どもの状況に応じて考え、無理に参加させていない。
- 順位を決める遊びや集団遊びの内容が子どもの育ちに適切であるかを検討し、遊び方について職員間で振り返りをしている。
- 1番でなければ嫌な子に対して「また泣いている」「主張が強すぎる」などと捉えず、悔しかった気持ちを受け止めている。



「参加したくない」「1番でなければ嫌だ」という思いは、子どもの意見として十分に考慮する必要があります。「みんなと仲良くしてほしい」「ルールを守ってほしい」という大人の願いが子どもの発達に即しているかを振り返り、自分の思いを伝えている子にどのような対応をしているかなど職員間で話し合ってみましょう。

事例②

遊びに夢中になっておもちゃの片付けをしない子に、つい「早くしようよ」「みんななくなっちゃうよ」と急かしてしまう。次の活動に気持ちが向くにはどうしたら良いかなあ。

- 子どもがどんなことに夢中になっているかを知り、発見したことや楽しんでいることに共感しながら、まだ遊びたい気持ちを受け止めている。
- 「続きができるように〇〇に置いておこうか」「あと〇〇回やったら終わりにしようか」など、子ども自身が見通しを持って区切りをつけられるような伝え方をしている。
- 他児と異なる行動をしている子への関わりについて職員間で話し合いながら連携をとり、子どもの思いが尊重できるよう配慮している。



「今終わりにしてもまた遊ぶことができる」という環境を保障することで、安心して次の活動に気持ちが向くこともあります。また、みんなと同じタイミングで行動できない子に対しては個別に伝える配慮をし、急かさずに対応できるよう職員間で協力することも必要となります。

事例③

「うんち」「おしっこ」などの言葉を意味もないところで言っでは子ども同士で笑い合ったり、「おばさん」などと言って相手の反応を確かめたりする様子が見られるようになってきた。どんな関わり方をしたら良いだろう。

- 子どもは不適切な言葉を使うことよりも、言った後のまわりの反応を確かめたり注目を集めたりすることを喜んでいるため、おおらかに捉え、あえて大きく反応しないようにしている。
- 相手を傷つけることや不快にさせることを言ったときには毅然とした態度で注意をするが、一方で適切な言葉や美しい表現は積極的に認めるようにしている。
- 日頃から大人が適切な言葉を使い、子どもたちのモデルとなるよう十分に意識している。



不適切な表現を面白がることは、成長発達の中で見られる自然な姿です。子どもが豊富な言葉を知り、様々な使い方ができるようになった成長の1つと捉え、おおらかな気持ちで対応することが必要です。しかし、相手を傷つけたり不快にさせることを言った時には毅然とした態度で注意をし、相手の気持ちを思いやる大切さを伝えましょう。また、日頃から大人が子どもにとってのモデルであることを十分に意識し、適切な言葉を使っているか振り返ってみましょう！

⑤ 4歳児の保育

Check it!!



「和光市保育課程」

- ・発達過程
- ・養護に関する基本的事項
- ・保育内容
- ・食育

4歳児は、日常生活における基本的な生活習慣がほぼ自立し、身の回りのことは大人の援助がなくても自分でできるようになり大きな成長が感じられます。

運動面では全身のバランスをとる能力が発達し、身体の動きが巧みになります。色々な遊びの中で十分に体を動かせるよう環境を整えていきましょう。

「こうりたい」「もっとこうしてみたい」と願望や理想を持つようになりますが、「やりたいけどうまくいかない」と現実とのギャップに悩み、それを乗り越えていくことで自信をつけていく時期です。また、他者には自分と異なる考え方があることを知っていきます。その過程で、自分の気持ちを押し通そうとする思いや自分の思った通りにいかないもどかしさを経験します。友達とのトラブルや不安定な状態もみられますが、少しずつ相手の気持ちを尊重しながら自分の考えを伝えることを学び、人との関係を作り上げていきます。保育士等は様々な葛藤を経験している子どもの姿を受け止め、状況に応じた介入や見守りをする必要があります。

🌻 子どもの願い・子どもの思い 🌻

- ★ わたしには、得意なことと苦手なことがあります。苦手なことにも挑戦していけるよう信じて見守っててください。
- ★ わたしは、お手伝いをすることや誰かの役に立つことが嬉しいです。小さい子やお年寄りなど様々な人と関わりたいです。
- ★ わたしは、言いたいことがあっても周りがどう思うか気になって言えない時もあります。揺れ動く思いを見守り、待っていてくれる大人にそばにいてほしいです。
- ★ わたしは、友達と一緒に遊ぶことが楽しいです。ルールのある遊びやイメージを膨らませて遊ぶことができるよう、必要な道具や環境を一緒に考えてほしいです。
- ★ わたしは、一人でじっくりと遊ぶことも楽しいです。
- ★ わたしは、友達とけんかをすることがあります。どちらが良い悪いではなく、わたしや友達が伝えたかったことを整理するお手伝いをしてほしいです。
- ★ わたしは、不思議だなと思うことや面白いと思うことがたくさんあります。調べたり試したりできるように必要な物や環境を用意してほしいです。

4歳児の保育 事例からみる保育士等の対応

事例 ①

2～3人の少集団で遊ぶことが増えてきたけれど、けんかやもめごとも多くなっている。お互いを認め合いながら仲間づくりするにはどんな関わりをしたら良いかなあ。

- 自分の属性や他者との違いを感じるにより葛藤や気持ちの揺れが生じ、意見の食い違いやトラブルが起りやすい時期であることを理解している。
- 自分と違う意見や考えを知る経験を重ね、折り合いをつけることや互いを認め合うことが経験できるような多様な人や社会事象に触れる機会を設けている。
- 集団として問題を共有する機会を設け、友達の思いに触れながら自分の行為を振り返っていけるようにしている。



この時期は自分の属性や概念の確認をしながら仲間との共通点や違い、優劣などを見出していきます。その過程で仲間外れや内緒話、ジェンダーの受け止め方などでけんかやもめごとが生じることもありますが、それも子どもの成長の姿です。保育士等が自分の価値観を押し付けることなく「それでいいんだよ」「〇〇ちゃんはこんな風感じたのね」と多様な価値観を受け入れ、様々な人や環境と関わる機会を大切にしましょう。

事例 ②

身の回りのことや生活の場を整えていく意識が育っていくには、どんな関わりをしたら良いかなあ。

- 健康で安全な生活のために必要なことを話題にし、子どもと一緒に考える機会を作っている。
- 子どもが自分のペースで身の回りのことに取り組めるよう、時間に余裕を持った保育計画を立てている。
- 上手くいかない時や失敗してしまった時は子どもが学ぶ機会になると捉え、自分で考えて行動する姿を十分に認めている。



生活に必要なことを何故やらないといけないのかを確認している時期なので、他者の意見を聞いた受け入れたりする経験は大切になります。生活に必要な習慣や態度を身につけるために、保育士等は先回りした対応をせず一緒に考える機会を持ち、子ども自らが考えて行動できるように関わるのが大切です。

事例 ③

苦手なことに対して消極的な子がいるけれど、色々なことを経験して自信が持てるといいなあ。

- この時期は認知能力が育ち自分と他者の区別や他人の気持ちが理解できるようになるため、不安や葛藤があることを理解している。
- 「誰が早いかな」「1番にできてえらいね」など、速さや成果、勝敗を意識させる言葉かけをしていない。
- 子どもが夢中になっていることや挑戦している過程を認め、上手くいかない場合でも評価する言動は避けてその子らしさを尊重している。



子どもは様々な葛藤を乗り越えながら新しい行動に挑戦しようとしています。やってみようとする意欲を削いでしまわないよう、苦手意識を持つような伝え方をしていないか、大人がジャッジするような言動がないかを振り返ってみましょう。「うまくいなくても大丈夫」「またやってみたらいい」というメッセージを送り、一人一人のペースで挑戦できるよう関わりましょう。

⑥ 5歳児の保育

Check it!!



「和光市保育課程」

- 発達過程
- 養護に関する基本的事項
- 保育内容
- 食育
- 小学校との連携

5歳児は、これまでに培われた生活経験が基盤となって一人一人が自己を発揮し、友達と関わり合いながら仲間としてのつながりを深めていく時期です。周りの人の役に立つことを嬉しく感じ、仲間の一員だという自覚も生まれてきます。保育士等は子どもを信じて任せ、自分たちの力でやり遂げた達成感が味わえるようさりげなく援助していきましょう。また、自分なりに考えて判断できるようになり、相手の意見に対して理論的に批判する力も生まれます。けんかをするこゝともありますが、話し合って解決をするといった関わりを通して、相手の思いを認めたり許したりするなどの社会生活に必要な力を身につけていきます。話す楽しさ、話し合う経験を遊びや生活の中で十分に重ねていけるよう見守りや援助をしていきましょう。

この時期は、着替えや整理整頓など身の回りのことに関して自分なりに工夫し、効率化を図れるようになります。大人からすると着替えや片付けなどの行動が雑に見えることもありますが、成長の表れでもあります。

また、小学校との交流や就学準備をする中で、学校生活や勉強にも興味や関心を持って過ごす子が多くなってきます。その一方で新しい生活に不安を感じ、気持ちが揺れる姿もあります。就学への安心感や期待を持って過ごせるように小学校と連携し、園生活の中で育んできた力を十分に発揮できる関わりを大切にしていきたいです。

子どもの願い・子どもの思い

- ★ わたしは、生活に必要なものを自分で考えたり準備したりできます。友達と協力もできるので見守っていてほしいです。
- ★ わたしは、先生や小さい子のお手伝いができます。喜んでもらえると嬉しいです。
- ★ わたしは、友達と一緒に考え、話し合いながらルールや色々なことを決めたいです。けんかになることもあるけれど、見守っていてほしいです。
- ★ わたしは、色々な運動遊びにチャレンジして、今よりもっとできるようになりたいです。目標に向かって取り組めるように時間や場所を用意してほしいです。
- ★ わたしは、身近な素材を使って分解したり作ってみる経験をし、自然事象について調べたり試したりすることを楽しみたいです。
- ★ わたしは、文字を読んだり書いたりすることができるようになってきています。文字を使って友達や先生とのやり取りを楽しみたいです。
- ★ わたしは、なぜ小学生になるのかを説明してもらい、楽しい気持ちを持ちながらみんなと過ごしていきたいです。

5歳児の保育 事例からみる保育士等の対応

事例 ①

目標に向かって集団活動が増えてくる時期なので、それぞれの良いところを活かしながら達成感を味わえるようにしたいなあ。

- 日頃から「友達と一緒にだからこそ楽しかった」と感じる経験を積み重ねられるよう、場や道具、時間などの環境づくりをしている。
- 子どもたちが自分の思いや考えを互いに伝え合う姿を認め、さらに伝え合いが深まるよう問いかけや共感をし、尊重し合う関係づくりの援助を行っている。
- 出来栄や結果に目を向けるのではなく、取り組んでいる過程も含めて一人一人が自己を発揮できているかアセスメントしている。



5歳児は「伝えたり聞いたりするのは、楽しく嬉しいことだ」というこれまでの経験をもとに、話し合いにより自分たちで考えて行動し、やり遂げるといふ姿に発展していきます。まずは、子どもたちがこれまでの育ちの中で十分にそうした経験を積んでいるかを考えてみましょう。そのうえで、5歳児の集団としての活動を深めていくために上記のチェック項目を確認してみましょう。

事例 ②

健康・安全な生活のために必要なことが分かり、自分で考えて行動してほしいなあ。

- 夏の暑さや冬の寒さを実感して自分の体調に関心が持てるよう温度計や湿度計などを設置し、実感と数字の比較や認識ができる環境構成を工夫している。
- 避難訓練や防犯訓練などを実施する意味や必要性について理解し、自分とみんなが無事であるための行動について子どもたちと話し合い、考える機会を作っている。



子どもは暑さや寒さを実感することで、「暑い時には水分補給をする」「寒い時には上着を羽織る」など自分で気づいて行動する意識が芽生えていきます。「暑いと感じるのは何度かな」などの疑問が生まれ、知ろうとすることで子どもが自分自身の健康に関心を持てるような環境構成を工夫していきましょう。

また、避難訓練や防災訓練は身を守るための大切なものです。意味や方法を確認したり話し合ったりする機会を作りましょう。

事例 ③

生活や遊びの中で文字や数の役割に気づき、必要と感じ、活用していくにはどんな環境を用意したら良いかなあ。

- 文字や数を書いてみたい、使ってみたいと感じるようになるには、これまでの遊びや生活の中で数や量に接し、興味関心を育てておくことが必要であると理解している。
- 不思議に思ったことを調べたり話し合ったりする中で、身近にある道具(温度計や体温計、定規など)を使うことが便利だと知る経験ができるよう必要な道具を用意している。
- 遊びや生活の中で、多い少ない、長い短いを比べることや、グループのみんなに配る、順番を決めるといった経験を通して、その活動がより展開し深まっていくことに気づけるよう援助している。



幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の1つに「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」があります。これは、数量や図形、標識や文字に親しむ体験を重ねることでその役割に気づき、必要性を感じて活用していくものです。保育士等は遊びや生活の中で、読んだり書いたりする体験を重ねられる機会や環境を用意することが大切です。

⑦ 一人一人に合わせた支援

Check it!!



「和光市保育課程」

- ・他機関との連携
- ・一人一人に合わせた支援

子どもは一人一人発達のプロセスや発達状況が違います。また、アレルギー疾患を持つ子や外国にルーツを持つ子など、保育施設では多様な子どもたちが共に生活をしています。保育士等が一人一人がその子らしく安心して生活できるよう適切な環境を整え、支援していくことが求められます。また、周りの子どもたちは大人の関わりを見たり知ったりすることにより、社会には多様な人がいることへの理解を深めていきます。それぞれの違いを認め合い、尊重し合って生きていく心が育つよう、保育士等は共に過ごすことを楽しみ、子ども同士をつなげる役割を果たす必要があります。目に見える障害、見えない障害があることについても子どもたちに伝え、一緒に考える機会を大切にしていきたいと思います。

こうした関わりを実践していくため、保育士等は専門研修の受講、内部研修の実施など専門知識や技術の向上に努め、子どもと保護者への理解を深めていきたいと思います。また、クラスや個人だけで抱え込むのではなく、みんなで支援していくという視点を持てるよう、保育の語り合いやケース会議などを通して施設全体で共有することも重要となります。子どもの育ちを支えるため、保育センターをはじめとする関係機関と連携を図りながら、一人一人の子どもに合わせた支援について共に考えていきたいと思います。

子どもの願い・子どもの思い

- ★ わたしは、わたしらしくいるために、一人で過ごせる場所や時間が必要な時があります。
- ★ わたしは、専門的な知識に基づいて、わたしに合った方法を考えてくれる人に支援をしてもらいたいです。
- ★ わたしは、わたしらしさを大切にもらい、自分なりのペースで成長することを見守ってほしいです。
- ★ わたしは、育った文化や環境が尊重され、安心して過ごせるよう配慮してもらいたいです。
- ★ わたしは、健康な生活が保障されるよう、関係機関と連携をしながら適切な支援をしてほしいです。
- ★ わたしは、自分自身のことを理解して、これからの毎日をより良く生きていきたいです。そのために必要なことを一緒に考えてください。

一人一人に合わせた支援 事例からみる保育士等の対応

事例 ①

子どもは一人一人発達状況や支援が必要な事柄が違っている。多様性を尊重し、みんなが安心して心地よく過ごすにはどうしたら良いだろう。

- 共に過ごす子どもたちは、保育士等の関わりを見て支援が必要な子への理解を深めていくため、一人一人の発達を尊重する姿勢で子どもと関わっている。
- 特に支援が必要な子に関しては、医療機関や専門機関との連携や園内でのケース会議を行い、より良い支援方法について検討している。
- それぞれの子どもの状況に応じた保育が行えるよう、個別の指導計画を作成して職員間で共有している。
- 特定の子だけの生活や発達が保障されるのではなく、すべての子どもが生活の中で必要な経験や満足感が得られよう配慮している。



子どもはそれぞれ発達状況や家庭環境が違い、支援の必要な量や内容も異なります。保育士等が子ども一人一人を尊重した関わりをすることにより、社会には多様な人がいて共に生きているということに気づき、仲間であるということ子どもたちは理解していきます。保育施設が日々の生活や遊びを通して共に育ち合う場となるよう、保育士等は子ども一人一人の状況を捉えて丁寧に関わるのが大切です。

事例 ②

アレルギーや食文化、発達の特性による偏食など、食事の配慮についてはどのように対応したら良いだろう。

- 食文化や発達の特性などにより配慮の必要な食材や調理方法がある場合は、保育士等や栄養士、調理担当職員等が保護者と共に連携して対応していくことが重要であると理解している。
- 食物アレルギーを有する子どもの生活がより安全・安心なものとなるよう、誤配や誤食の発生予防対策に努めている。
- 食事に配慮が必要な子には、心身の状況などに応じて個別対応を行い、職員間でその情報を共有し、子どもの安全を第一に考えた食事の提供をしている。



食事に配慮が必要な子どもに対しても、安全を第一に考えながら楽しく食べられる工夫が必要です。正しい知識や支援方法を学び、一人一人の子どもの状況に合わせてどのように対応するべきかを職員間で話し合い、情報共有していきましょう。

事例 ③

外国にルーツを持つ子やその保護者とのコミュニケーションが難しく、保育施設での生活に馴染めずにいる。どのような配慮が必要かなあ。

- 子どもが自分と異なる文化を持った人に親しみをもち共に過ごすことを楽しめるよう、保育士等は言語や文化を考慮した丁寧な対応を意識し、手本となっている。
- 言葉の戸惑いを感じている場合は、子どもの表情から何をしたいのかをくみ取ったり、幼児クラスであれば絵カードや写真等を用意してやり取りができるよう援助している。
- 外国にルーツを持つ保護者と意思疎通を図るために、ジェスチャーや筆談、翻訳アプリ等を活用するといった工夫をしている。
- 国によって様々な文化があることに子どもたちが気づき、興味関心が広がるよう環境の工夫をしている。



保育施設には様々な文化を持つ子どもが共に生活をしています。保育士等はそれぞれの国の文化や習慣を尊重し、保育活動を通じて子ども同士が異なる文化を学びあえる環境作りを心がけましょう。

⑧ 食育

Check it!!



「和光市保育課程」

- ・食育
- ・食育の推進
- ・衛生管理

保育施設における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としています。子どもは発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことで、食べることを楽しみながら食習慣やマナー、食べ物大切さや調理してくれた人への感謝の気持ちなど様々なことを学んでいきます。そのためには、保育士等や栄養士、調理担当職員等が連携しながら乳幼児期にふさわしい食育活動の計画を作成し、家庭とも協力をして食育に取り組むことが大切です。

また、食事によってもたらされる情緒の安定には、ゆとりのある食事時間が確保され、食事をする空間の雰囲気が温かく、親しみとくつろぎの場であることが大切です。そのため、職員の立ち振る舞いや採光、テーブル、椅子、食器、食具、食事の盛り付けなどの環境の構成にも十分に配慮をしましょう。

子どもの願い・子どもの思い

- ★ わたしは、友達や先生と落ち着いた雰囲気の中で楽しく食事をし、食べる意欲を育みたいです。
- ★ わたしは、体調や食欲などによって、少しだけでいい時や食べたくないものもあります。その日の状況に合わせて食べたいものや量を選びたいです。
- ★ わたしは、苦手なものを無理に食べさせられることなく、味付けや調理形態を工夫してもらいながら少しずつ食べられるようになりたいです。
- ★ わたしは、こぼしたり汚れたりしても自分で食べたいです。手づかみ食べをたっぷり経験させてほしいです。
- ★ わたしの食べる食事は、安全な食材や調理方法で作ってほしいです。
- ★ わたしは、心や身体が丈夫に育つために、栄養バランスのよい食事や様々な食材を食べたいです。
- ★ わたしは、発達や興味に合わせて栽培やクッキングに参加し、食への関心を広げたいです。
- ★ わたしは、自分が食べるものがどんなもので、自分のどんな力になるのかをもっと詳しく知りたいです。
- ★ わたしは、色々な体験をすることで、いのちをいただくことや食に関わる人への感謝の気持ちを学んでいきたいです。

～食育の推進に当たっての参考資料～ (2024年3月時点)

- 保育所における食育に関する指針(2004年厚生労働省)
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂厚生労働省)
- 保育所における食事の提供ガイドライン(2012年厚生労働省)
- 児童福祉施設における食事の提供ガイド(2010年厚生労働省)
- 授乳・離乳の支援ガイド(2019年改訂厚生労働省)
- 食事摂取基準(2020年改訂厚生労働省)
- 第4次食育推進基本計画(2021年農林水産省)

食育 事例からみる保育士等の対応

事例①

楽しく食事をするために、どのような工夫や配慮をしたら良いかなあ。食事のマナーもしっかり伝えるべきと思い、つい注意をしてしまう。

- 一対一の信頼した人との食事や保育施設ならではの集団での食事、和やかな雰囲気を作る言葉がけなど、発達に応じた環境作りを意識している。
- 成長発達に応じた食器や食具、テーブル、椅子を使用している。
- 子どもに食事マナーを伝えるために、保育士等が適切な振る舞いをすることで手本となるよう意識している。



食事内容やマナーを身につけていくことだけでなく、「友だちや先生と一緒に食べるとおいしい」と感じるような体験を積み重ねていくことも大切です。一緒に食べる人とのコミュニケーションを取りながら楽しく食事をする中で、子どもは社会性を学んでいきます。

事例②

食べず嫌いの子が少しでも食に関心を持てるようにするには、どんな関わりをしたら良いだろう。

- 完食することを目指して必要以上に介助したり指導したりせず、楽しい食事時間になるよう配慮している。
- 見て触って味を確かめ、手づかみ食べをする1歳前後の時期には、ゆったりと対応し、自分から意欲的に食べようとする姿を受け入れている。
- 栽培や収穫、調理保育などの食育活動を通して、様々な食材に触れて親しみを持つ機会を用意している。
- 絵本や図鑑、再現遊びなど、食に関することを調べたり生活の中に取り入れたりできる環境を整えている。



保育施設での生活の中では食に関する様々な出来事があふれています。その中で、子どもの興味関心に対し、保育士等や栄養士、調理担当職員等がそれぞれの立場から何ができるかを考え、連携して保育実践に活かしていく必要があります。子ども自らが「食べてみようかな」と感じられるよう、食事以外でも食に関する様々な体験ができる機会を用意することが大切です。

また、子どもは周りの大人の言動によっても、食べ物に対してポジティブな感情やネガティブな感情を持つことがあります。大人の苦手意識が子どもに影響しないよう関わりましょう。

事例③

何でも残さず食べてほしいので、大好きなフルーツは「全部食べたらあるよ」「(苦手なものを)一口食べたらね」と、つい言ってしまふけれどこの対応で良いのかなあ。

- 子どもによって好みや苦手な味、食べられる量や食べたい順番があることを理解している。
- 「完食すること」や「フルーツは食後」といった保育士等の食への考え方が適切であるか、職員間で振り返りを行っている。
- 子どもが「食べることは楽しい」と感じるような食育の計画を作成している。



食への関心・意欲を育むためには、子ども自身が好む順番で食べられる配慮が必要です。また、保育士等が子どものためと思っていても、子どもを尊重していない言動になっていることもあります。保育所保育指針の食育の推進に示されている内容を職員間で確認し、食事時間の適切な関わりについて話し合ってみましょう。

Check it!!



「和光市保育課程」
・職員の資質向上

(3) 保育施設の取組み

① 保育士等に求められる資質

保育は子どもの人格形成に影響を与え、子どもの育ちは社会全体へ影響を及ぼします。そのため、保育は社会を支える重要な仕事であり高い専門性が求められます。

保育士等は毎日の保育の中で、一人一人の子どもを心から大切に思い、子どもの気持ちを受け止め安心して生活できるよう関わることが大切です。また、在園児童の保護者や地域への子育て支援を行っていくことも重要な役割です。そのため、園内外での研修に参加し、そこで得た専門知識を軸に実践を積み重ねながら施設内で共有をし、チームとして保育を行うことが必要となります。

また、子どもは保育士等をモデルとしてその言葉や行動の真似をします。保育士等の丁寧な言葉と行動は子どもたちに取り込まれ、子どもたちの豊かな育ちへと繋がるということを理解し、意識して保育をすることが重要となります。

保育士等に求められる資質 自己チェック

- 保育所保育指針及び和光市保育課程を理解し、保育計画を作成している。また、その計画に基づき保育を実施し、振り返りをした結果をさらに保育計画に反映させている。
- 職場内外の研修に参加し、保育の専門性を高める努力をしている。
- 研修で学んだことを他の職員と共有し、施設全体で保育の質の向上に取り組んでいる。
- 一人一人の子どもの発達を理解し、その発達過程に合わせて見通しを持った援助を行っている。
- 業務上取得した個人情報 は法令に基づいて管理し、適正に扱っている。
- 専門職であるという意識を持ち、その専門性に基づいた関わりにより子どもの育ちと保護者の子育てを支援している。
- 近隣住民、保護者、職員同士、子どもへの挨拶を欠かさず行っている。
- 保育士等も環境の一部であることを理解している。
- 自分の言動が子どものモデルとなることを理解し、子どもや保護者に対して丁寧な言葉や態度で関わることを意識している。
- 職員間のコミュニケーションを図り、チームとして保育に取り組んでいる。

※「全国保育士会倫理綱領」を読んでみましょう。

保育士等に求められる資質向上のための取組み

【和光市の取組み】

- ★保育士等を対象とした研修の開催
- ★巡回相談事業の実施
- ★事例検討会の実施
- ★エリア別連絡会などによる市内保育施設の情報交換



事例検討会の様子



外部研修に参加をすることは、専門家や他の保育施設の事例から学び、他の保育者と対話をする機会を持つことができ、保育の質の向上を図る上でとても有効であると考えられています。和光市では「第2期子ども・子育て支援事業計画」の評価指標として『年に一度以上の研修を受けた保育士の割合』100%を掲げ、保育士等の育成を支援しています。

【各保育施設の取組み(例)】

- ★園内研修の実施
- ★各種園内会議の実施
(リーダー会議、幼児会議など)



ひろさわ保育園
園内研修の様子



里仁育舎
園内研修の様子

上記に挙げたのは、市内保育施設で実施されている取組みの一例です。
有効な園内研修の実施方法や会議の持ち方など、保育士等に求められる資質の維持や向上のために自園でできる取組みについて考えてみましょう。



【市と各保育施設の取組み(例)】

- ★家庭支援、障害児支援のためのケース会議等の実施

～植草学園大学教授 小川晶先生より～

(監修者から)

保育の資質の1つにアセスメントスキルがあります。子ども理解を叶える重要な力です。

「Aくんが怒って投げた玩具が他児のところに飛んでいったがぶつからず、怪我はなかった。Aくんには投げると危ないことを伝えた。Aくんの思いに寄り添い、言葉で思いを言えるように促したい」

ある園の2歳児クラスの事故報告書に記入されていた内容です。再発防止のために検証するならば、最低でも次の情報が必要です。

Aくんの最近の様子、今日の様子、家庭での様子、家族の状態。それらにに応じて、どのようにかかわってきたのか。Aくんは安定していたのか、安心できているのか、満足できていたのか。発達や個性に合わせた環境は整えられていたのか。保育の計画に書かれていたかわりができていたのか。書かれていないかわりが必要だったのか。

わずか数分間の出来事について、その背景を切り取らずに理解すること、つまりアセスメントを十分に実施することが重要です。組織で積み上げていくと、事故を予防する力が培われるだけでなく、適切な子ども理解が叶い、保育の資質の向上がもたらされるでしょう。

Check it!! |

② 子どもの健康支援



「和光市保育課程」

・健康支援

保育施設では、子どもが心身ともに健康に過ごし、その発育及び発達を保障できるよう安全で清潔な生活環境を整える必要があります。保育士等は、食事・排泄・睡眠・着脱・清潔などの基本的な生活習慣が身につくよう援助するとともに、健康診断や身体測定等の機会を通して子どもが自分の身体に関心を持つことができるよう働きかけることが大切です。また、日頃から子どもの顔色や機嫌、皮膚状態などをよく観察し、いつもと違う様子が見られた場合にはいち早く対応できるようにしましょう。子どもの健康状態については保護者と保育施設で共有し、状況に応じて関係機関やかかりつけ医との連携も必要となります。

乳幼児期は健康な身体づくりの途中であるため、まだ抵抗力も弱く感染症にかかりやすい時期です。「保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省)」などを参考に感染症に対する知識と適切な対応方法を身につけ、感染の予防及び早期発見に努めましょう。また、感染症対策には保護者の協力が欠かせません。保育施設内や地域で流行している感染症について知らせ、体調に異変があった際は適切な対応がとれるよう普段から登園停止が必要になる病気やその期間について伝えておくことも大切です。保育士等も集団の一員であることを忘れずに、自分自身の心身の健康管理にも気をつけましょう。

子どもの願い・子どもの思い

- ★ わたしは、基本的な生活習慣や生活リズムを身につけたいです。
- ★ わたしは、衛生的で安全な環境の中で過ごしたいです。
- ★ わたしの機嫌や食欲、顔色、行動などがいつもと違う様子の時には、見逃さずに対応してほしいです。
- ★ わたしは、健康状態を把握してもらい、それを家庭と保育施設で共有し、元気に過ごせるようお手伝いをしてもらいたいです。
- ★ わたしは、身体を動かす遊びを楽しみながら体力づくりをし、大きなけがを防ぐ動きを身につけたいです。
- ★ わたしは、健康に過ごすことの大切さを知り、自分たちで考えながら生活の場を整えていきたいです。

Check it!!



職員の皆さん!
お仕事の前にチェックしてみましょう♪

子どもの健康支援 自己チェック

①	<p><input type="checkbox"/> 子どもに関わる、自らが健康である。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要な予防接種はありませんか？(麻しん・風しん・流行性耳下腺炎など)自分自身を感染から守るとともに、自らが感染源とならないよう、予防が大切です。接種が必要か悩んだ場合は、職場で相談してみましょう。(「保育所における感染症対策ガイドライン」参照。)</p> <p><input type="checkbox"/> 健康診断を受けている。</p> <p><input type="checkbox"/> 心と身体は元気ですか？</p> <p>※子どもたちとしっかり向き合うためには、健康な心と身体が重要です。不安なことがあったら、上司や保育センターに相談しましょう。</p> <p>※職員が常時10人以上50人未満の施設の場合、衛生推進者が選任されています。職員の健康管理について心配なことがあったら相談してみましょう。</p>
②	<p><input type="checkbox"/> 健康・発育・発達状態を把握している。</p> <p><input type="checkbox"/> 定期的な視点(嘱託医と嘱託歯科医による健康診断、また保育施設で実施する身体測定、ネウボラ課実施の乳幼児健康診査の結果等)で健康、発育状態等の把握をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 継続的な視点(毎日実施する視診や子どもの日常生活の観察、保護者からの情報提供(体調など))で心身の健康や発達状態を把握している。</p>
③	<p><input type="checkbox"/> 健康・発育・発達状態を保護者と共有している。</p> <p><input type="checkbox"/> 入所前の既往歴や予防接種等の状況を把握をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症について、地域での流行や保育施設での発生状況を情報共有している。</p> <p><input type="checkbox"/> 身体測定の結果等を保護者と共有している。</p> <p><input type="checkbox"/> 特に支援が必要な状況や疾病等の疑いが生じた時には保護者に伝え、嘱託医や専門機関と連携しながら適切な支援を実施している。</p>
④	<p><input type="checkbox"/> 受入時には視診をし、子どもの顔色・機嫌・皮膚状態等から健康状態のほか、特に0~2歳児は体温・食事・睡眠・排泄等の生活状況を家庭と共有している。</p>
⑤	<p><input type="checkbox"/> 子どもの体調不良時やケガが発生した場合には保育施設のマニュアル・フローに沿って対応している。</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者に連絡をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 適宜嘱託医やかかりつけ医に相談し、適切な処置をしている。</p>
⑥	<p><input type="checkbox"/> 子どもの様子や態度、保護者の様子から虐待が疑われる際にどうしたらよいか、把握している。</p> <p><input type="checkbox"/> 虐待に関するマニュアル・フローがある。</p> <p>※『保育所等における虐待等の対応及び発生時の対応等に関するガイドライン』を確認してみましょう。</p>
⑦	<p><input type="checkbox"/> 保健に関するマニュアルがあり、内容を理解し対応ができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症対策 <input type="checkbox"/> 保健衛生管理 <input type="checkbox"/> 与薬</p>
⑧	<p><input type="checkbox"/> 一人一人のアレルギー疾患に適切に配慮するため、保育施設のマニュアルに沿って対応している。</p> <p><input type="checkbox"/> 医師の診断及び指示に基づいた対応をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 万が一、誤食してしまった時の対応フローを理解している。</p>
⑨	<p><input type="checkbox"/> 子どもが自らの身体や健康に関心を持ち、心身の機能を高められるように働きかけている。</p>

③ 安全管理

Check it!!



「和光市保育課程」

- ・ 衛生管理
- ・ 安全管理
- ・ 災害への備え

保育に関わる全ての職員は、常に危機管理意識を持って日々の保育活動を点検し、子どもの健やかな育ちを支援する安全な環境を整備していく責務があります。

こうした取り組みに関しては、各施設で策定している「安全計画」を基に職員間で内容を理解し、子どもの安全が確保できるようにしましょう。

子どもは成長過程においても行動が著しく変化し、また、危険なことや安全なことに対する判断力を身につけている最中であるため、常に危険(リスク)と隣り合わせです。そのため保育施設では、思わぬ場所で事故が生じる可能性があることも念頭において保育環境を見直し、職員全員で事故防止に取り組まなければなりません。特に睡眠中、プール活動、水遊び、食事中などに重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、場面に応じた対応が重要です。「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(内閣府・文部科学省・厚生労働省)」などの活用により、事故防止の取り組みと発生時の対応を職員間で共有しておきましょう。

また、自然災害や不審者などの侵入に対しては日頃から危機意識を持ち、いざという時にスムーズな対応ができるよう定期的な避難訓練の実施が大切です。緊急時対応マニュアルなどの作成により様々な危機を想定し、落ち着いて対応できるよう準備しておきましょう。

子どもは日々の生活の中での様々な体験を通し、子ども自身が危険を認識できるようになっていきます。保育士等は、子どもの年齢や発達に応じた安全対策を考慮するとともに危険に対する知識やその理由を丁寧に伝え、子ども自身が危険な場所や遊び方を知り、考えて行動できるように援助しましょう。

安全管理 自己チェック

自己チェックと共に、子どもたちと一緒に安全に過ごすことの大切さを考えていきましょう!



①	<input type="checkbox"/> 自分の施設の安全計画について把握し、理解している。
②	<input type="checkbox"/> 安全点検・衛生点検を実施している。 <input type="checkbox"/> 園内施設・設備 <input type="checkbox"/> 遊具 <input type="checkbox"/> 園外
③	<input type="checkbox"/> 事故発生防止などに関するマニュアルについて理解し、対応できる。 ア 午睡 <input type="checkbox"/> 乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する正しい知識を持ち、睡眠中の確認を行っている。 <input type="checkbox"/> プレスチェックの間隔…0歳児5分、1~2歳児10分 <input type="checkbox"/> 呼吸・体位・睡眠状態・顔色など、チェックすべき項目を理解している。 <input type="checkbox"/> 子どもの顔が見える位置から見守り、様子が分かる明るさを保っている。

③	<p>イ 食事</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 誤嚥のリスクについて把握し、適切な方法で必要な介助を行っている。 <p>ウ プール・水遊び</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 監視体制の確保、マニュアル・緊急時の対応方法の再確認を行っている。 <input type="checkbox"/> プール・水遊び、どちらにおいても監視員を置いている。 <input type="checkbox"/> タライや浴槽など水を溜めて遊ぶ時は子どもから目を離さないようにし、転倒転落防止に十分に配慮している。 <input type="checkbox"/> 監視員と、プール・水遊びの指導者は別に置いている。 <p>エ 熱中症</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 水分や必要に応じて塩分等の補給を行っている。 <input type="checkbox"/> 活動実施の判断を、感覚ではなく子どもたちの体調、暑さ指数を基にしている。 <input type="checkbox"/> 子どもたちにも以下のように声掛けをしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・暑さに適した服装をする ・水分補給と休息の重要性 ・体調不良時は職員に伝えること <p>オ 園外活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事前準備として経路や目的地の危険個所などについて、定期的に確認している。 <input type="checkbox"/> 危険個所の有無については、職員間で情報共有している。 <input type="checkbox"/> 子どもの体調・天気等を考慮して無理のない活動となるように引率者・目的地・携行品等に反映している。 <input type="checkbox"/> 目的地到着時の安全確認を実施し、記録している。 <input type="checkbox"/> 保育施設のマニュアルにしたがって、人数確認を行っている。 <p>カ 所在確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 子どもの出欠状況を保護者に確認し、職員間で情報共有している。 <input type="checkbox"/> 引継ぎ時や活動の切り替え、移動時には、子どもの人数を確認(顔と名簿・登降園簿などとの照らし合わせ)している。 <input type="checkbox"/> 子どもの行方不明発生時に関するマニュアルについて理解し、対応できる。 <p>キ 緊急時の対応</p> <p>①災害時・事故発生時</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 災害時の対応を把握し、理解している。(保育体制、保護者との連絡体制、保護者への引き渡し方法など) <input type="checkbox"/> 災害や事故発生時のための訓練を行い、適切に対応することができる。 <input type="checkbox"/> 災害(地震、火災) <input type="checkbox"/> 水害 <input type="checkbox"/> 事故発生時 <p>②不審者対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 不審者対応マニュアルを理解し、緊急時の対応ができる。
④	<input type="checkbox"/> 子どもや保護者に対する安全指導を行っている。
⑤	<input type="checkbox"/> 施設の安全計画に基づいて、安全に関わる研修・訓練に参加している。
⑥	<input type="checkbox"/> 救急救命講習(AEDの使用方法など)を定期的に受講し、応急処置ができるようにしている。
⑦	<input type="checkbox"/> ヒヤリハット報告をこまめに行い、要因分析を行って事故防止・危険性の低減に努めている。
⑧	<input type="checkbox"/> 安全には十分配慮しつつも、子どもの主体的な活動を大切に、自ら危険を回避する力が身につくことも大切にしている(過度な制約を行っていない)。
⑨	<input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いについてを理解し、適切に管理している。

④ 子育て支援

Check it!!!



「和光市保育課程」

- ・子育て支援
- ・地域との連携
- ・他機関との連携

社会にとって守るべき大切な存在である子どもたちの育ちを支えるため、保育施設が子どもの専門家として保護者とともに子育てに関わることには大きな意味があります。保育士等は子育て家庭に対し、子どもと関わることの楽しさや喜びを伝えるとともに、それぞれの子どもに合わせた関わり方、尊重の仕方を伝え、安心感を持って子育てに向き合えるよう支援していきましょう。

社会情勢が著しく変化する中で、子どもを取り巻く環境は家庭によって異なります。また、子どもの数だけ育ちには個性があり、時に保護者は子育てに対して辛さやストレスを感じることもあります。そんな時には子どもの育ちを共に考えてくれる人に悩みが相談できたり、子どもの成長を感じたりすることでストレスが緩和され、子育てに前向きになれることもあります。

保護者が子どもを理解し、安心した環境の中で子育てを行うことは、子どもの健やかな育ちに繋がります。保育士等は保護者支援の重要性を理解し、各施設での取組を実施しましょう。

【保育施設を利用している保護者に対する子育て支援】

保育施設は、保護者とともに子どもの成長を見守り、各家庭の状況に応じて必要な支援を考えていくことが大切です。また、保育方針や日々の保育内容については、子どもの成長発達における意味を丁寧に説明し、保護者の疑問や要望に誠実に対応しながら相互理解を図る必要があります。日頃から信頼関係を築けるよう、保護者との関わりを大切にしましょう。

【地域の保護者等に対する子育て支援】

現代は子育てに関連する情報を容易に入手することができる一方で、身近な人に子育ての相談をしたりアドバイスを受けたりする機会は少なくなってきています。そのため保育施設は各施設の特徴や状況に合わせた子育て支援を行う役割を担っています。その例として、あそぼう会の開催や園庭開放、季節の行事への招待など、施設に通ってなくても遊びに来てもらえるような取組があります。気軽に訪れて相談できる環境や地域の保護者同士が交流できる場があることは、子育てをするうえでの安心感へと繋がっていきます。

自園の保育施設の特徴を活かし、どんな支援ができるかを考えてみましょう!



 **子育て支援 自己チェック** 

①	<input type="checkbox"/> 子育てのパートナーとして保護者と子育てについて話ができるよう、信頼関係を築いている。
②	<input type="checkbox"/> 子どもにとって、保護者と専門職が連携をとることが重要であると認識している。
③	<input type="checkbox"/> 個別の支援が必要な家庭においては、必要に応じて市役所担当課・関係機関との連携を図り、対応方法の協議や情報共有を行なっている。
④	<input type="checkbox"/> 保護者支援を行う際には、担当者だけが対応するのではなく、園長、主任、他の保育士等が役割分担をする体制を整えている。
⑤	<input type="checkbox"/> 保護者会や保育参加、園だよりなどを活用し、保育方針や日々の保育の意図、子どもの様子を家庭に知らせ、保護者との相互理解を図っている。
⑥	<input type="checkbox"/> 送迎時の対話や連絡帳(アプリ)でのやり取り、個人面談などにより、日頃から子どもの状況について伝え合うことで保護者と信頼関係を築いている。
⑦	<input type="checkbox"/> 保護者会や行事などで、保護者同士が関わり合える機会を作っている。
⑧	<input type="checkbox"/> 言葉や文化の違い、家庭の状況などから、保護者が孤立しないように配慮している。
⑨	<input type="checkbox"/> 保護者からの意見・要望・苦情には誠実に対応し、その検討結果について保護者に伝えている。
⑩	<input type="checkbox"/> 保育施設の実情に応じて、地域の子育て家庭と一緒に遊んだり相談を受けたりする交流の機会を設けている。
⑪	<input type="checkbox"/> 地域の子育て家庭において、支援が必要と思われる子どもや保護者を把握した場合には、市役所担当課へ報告をするなどの支援に繋ぐ対応ができるよう努めている
⑫	<input type="checkbox"/> 保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持している。ただし、虐待などの恐れがある場合にはすみやかに情報を共有し、関係機関との連携を図っている。
⑬	<input type="checkbox"/> 適切な支援を行うために、子どもの発達状況やその子の個性、家庭の状況などをアセスメントし、職員間で支援方法の検討、協議の場を設けている。(ケース会議などの実施)



⑤子どもの健やかな育ちのために



ちらり

本イラストは地面にしっかりと根を張り、時には枝が折れたりすることを経験しながらも、枝葉を伸ばし、花を咲かせ、実をつけるたくましいつるのように子どもたちが育っていくよう、本ガイドラインがリボンとなり周囲の大人を繋ぎながら、子どもたちの成長を支える姿をイメージしています。

🌸 私たちは、それぞれの立場から子どもの育ちを支えます 🌸

子どもの思いに寄り添い、
温かな関わりで子どもたち
の成長を支えていきます!!



保育施設の職員

- 子どもの権利条約を理解し、子どもの誇りや尊厳を守ります。
- 子どもの気持ちや発達過程を理解し、一人一人に合わせた関わりをします。
- 保育の専門性を高め、保育施設全体の質の向上に努めます。
- 子どもの視点で保育の環境を整えます。
- 子どもの様子を保護者と伝え合い、喜びや不安等に寄り添いながら子どもの育ちを支えます。
- 保護者の理解を得られるよう、保育方針や日々の保育内容を丁寧に伝えます。
- 地域に根差した施設運営を行い、地域との適切な関係を保ちます。

- 子どもの権利条約を理解し、子どもが自分らしく健やかに成長することを支えます。
- 保育施設の理念や保育の意図を知り、理解していきます。
- 嬉しいことも大変なこともみんなで一緒に考え、子どもの育ちを大切にします。
- 保育施設の保育に協力し、参画・参加します。
- 保護者同士が繋がり、子育てに関する情報を共有します。
- 地域のみんで子どもの安全を見守ります。
- 関係機関が連携し、子どもとその保護者を見守り、支援します。

子どもたちが笑顔で
いられるように、みんな
で見守っていきましょう!



保護者・地域の方

みなさんとのつながりを大切
にし、和光市で育つ子どもた
ちを応援します!



行政

- 子どもの権利条約を理解し、子どもが健やかに育つための環境づくりに取り組みます。
- 本ガイドラインを市内保育施設、保護者、地域と共有し、和光市が目指す保育を明示します。
- 保育士等の専門性を高め、質の向上を図るための機会を提供します。
- 保育施設間の連携や関係機関との繋がりが持てるよう支援します。
- 各保育施設の理念や保育内容を把握、理解したうえで、子育て家庭に必要な情報をわかりやすく提供します。
- 保育施設の全般的な運営を支援します。

5 おわりに

『和光市保育の質のガイドライン』は和光市保育課程(平成30年)を基に、更なる保育の質の向上を目指す指針として、日々の保育実践の振り返りに活用することを目的とし、作成いたしました。

作成にあたっては検討委員会を立ち上げ、行政職員、市内保育施設の代表者、有識者の方々の力を集結し、子どもの人権を尊重した関わりや子どもの自己肯定感を育てていくための保育に必要な事柄を記載すべく、一年をかけて議論を行いました。

特に大切にしたのは子どもたちの表出されない思いを理解し、それに応えるにはどうすべきかという視点です。そのために『子どもの願い・子どもの思い』という項目をいれ、子どもたちがどんな願いを持ちながら日々生きているのか、子どもを取り巻く人々に伝えられるよう何度も何度も検討を重ね、完成に至りました。

子どもの願いを知り、尊重していききたいという大人の温かい関わりが、子どもたちを包み込み、一人一人がその子らしく生きていける社会となるよう、本ガイドラインが保育施設職員、保護者、地域の方々、行政職員など子どもに関わるすべての人に広く周知され、活用されることを願っております。

最後になりますが、作成にあたり監修者として様々なご意見をいただきました植草学園大学教授 小川晶先生に厚く御礼申し上げます。

和光市保育の質のガイドライン検討委員会

監修者の言葉

保育において子どもの権利実現をすることや子どもを尊重すべきであることを知らない保育者はいないはずですが、しかし日々の実践には様々な要素が入り込み、一保育者の経験や思いを頼りにかかわっていたり、大人の運営のしやすさを基準にして子どもを動かしていたりすることがあります。子どもを尊重することがいつの間にか忘れ去られていても、子どもは大人のようにクレームなどで表出することはしません。育ちが保障されないまま大人たちに合わせて一見笑顔で過ごしていきます。

乳幼児保育・教育を実施する組織にはそれぞれビジョンがあり、実績もあることでしょう。それでもまずは大人の欲求に子どもを従わせていないか、特色という名の自分たちよがりの実践になってしまっていないかを問い、実践の一つ一つを検証する機会を設けて下さい。できれば日常的に、ぜひ本書を傍らに。子どもを尊重する具体的ななかかわりへと保育実践をガイドし、子どもを尊重することで得られる温かな日常を取り戻させてくれるでしょう。

子どもたちが、自分が大切にされていることをここ和光市の保育や子育てのどのような場面でも感じられること、そして、自分と他者を大切にできる大人に育ちゆくことを願っています。

植草学園大学教授 小川 晶

和光市保育の質のガイドライン検討委員会 委員名簿

区 分	氏 名	所属・役職等
第1号委員	〈監修〉小川 晶	植草学園大学 教授
第2号委員※	秋山 弥生	社会福祉法人朝霞地区福祉会 和光市にいくら保育園 施設長
	伊藤 千恵	医療法人社団喜恵会 和光駅前保育園 園長
	江口 浩子	社会福祉法人なかよし会 ひろさわ保育園 園長
	桑戸 さやか	社会福祉法人赤い鳥保育会 ゆめの木保育園 園長
	佐藤 敦子	社会福祉法人萌樹会 理事長 里仁育舎 園長
	田口 深雪	特定非営利活動法人エイドセンター 理事長 社会福祉法人エイドセンター 理事長
	徳永 享子	社会福祉法人翠生会 下新倉みどり保育園 園長
	長瀬 順子	有限会社三原学園 和光エンゼル保育室 施設長
	船本 勉	和光市みなみ保育園 園長
	松本 直美	社会福祉法人朝霞地区福祉会 和光市ほんちょう保育園 施設長
	山崎 徳子	社会福祉法人エイドセンター キッズエイド吹上保育園 施設長
第3号委員※	沢田 潤子	和光市子どもあんしん部保育サポート課 保育センター 所長

※令和6年3月時点の所属・役職名

【事務局】 和光市子どもあんしん部保育サポート課
和光市子どもあんしん部保育施設課

【イラスト提供】 ちらり

食を喜び、食育能力の	・空腹感を感じる生活リズムを作る。 ・安心した人間関係の中で空腹感が満たされる心地よさを感じる。	・栄養関係を築いた保育士等の援助の下、少つづ食品の量や種類を増やしていく。 ・五感を刺激され、食べ物の興味や食べる意欲が高まっていく。	・家庭との連携により、空腹感を感じるリズムが崩れ、食事がおろそかになっていく。 ・様々な食べ物に興味を持ち、自分だけで食べていく。	・栽培、収穫、調理を通して自分たちで作ったものをおいしく食べる。 ・保育士等や友達と一緒に食べる楽しさを感じる。	・給食やおやつのお手伝いを通して、食べ物に興味を持ち、食料や調理について知る人への感謝の気持ちを持つ。 ・保育士等や友達と食事をすることで、食事のマナーに気づく。	・食べ物と身体との関係に関心を持ち、食の大切さを知る。 ・食事のマナーが身につくとき、保育士等や友達と楽しく食事をします。	・自分の身体に必要な食品の働きを知り、栄養のバランスに興味を持ちながら食事をとる。 ・食べ物に感謝の気持ちを持ち、食事を楽しむ。	食を喜び、食育能力の
------------	---	--	--	---	--	--	---	------------

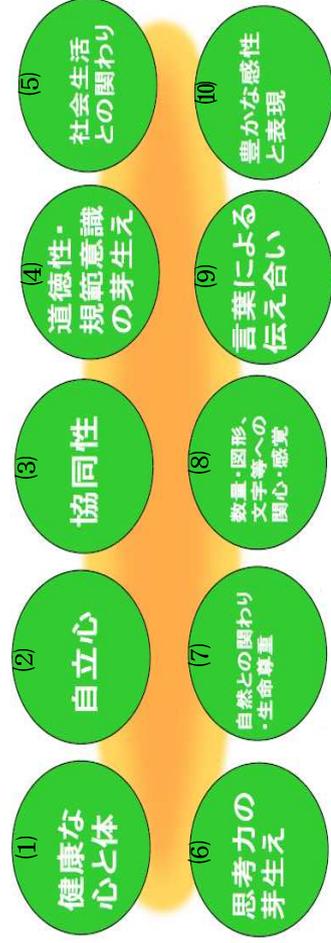
※五領域のおおむねの欄に記載された数字は幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の100の項目と関連しています。

食育の推進	○『保育所における食育』に関する指針『保育所における食育の提供ガイドライン』原簿福祉施設における食育の提供ガイドライン』を踏まえて、食育計画を作成する。○授乳・離乳期においては、『授乳・離乳の支援ガイド』を参照し、食を喜びの基礎を養う。 ○食物アレルギーを持つ子どもについては、『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』を参照し、適切な対応を全職員が行えるようにする。
健康支援	○子どもの健康に関する保健計画を作成し、健康の保持・及び増進に努める。○『保育所における感染症対策ガイドライン』に基づいた標準設定及び衛生管理を行い、感染症への罹患、感染症の流行防止に努める。○健康・発育及び発達状態を把握する。 ○園内保健診、歯科検診を実施する。○心身状態や家庭環境、養育状態などは保育センターに報告・相談をする。 ○各種アレルギーに対応できるように、『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』を全職員が理解する。
衛生管理	○調理、調乳に係る全職員の検便検査を実施する。○施設内外の設備、用具等の清掃及び消毒による衛生管理に努める。○『和光市保育施設 給食衛生管理マニュアル』を参考に、HAOCCIに沿った衛生管理を行う。
安全管理・災害への備え	○安全確保に関する取組を計画的に実施するため、安全計画を策定する。○事故発生防止委員会及びその研修を定期的に実施する。○事故発生防止や事故発生時の対応のため、『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』を参照する。 ○直営や委託業の消防受診及び見守り訓練を実施し、保育センターとの連携を図る。○災害発生時の対応体制及び、避難への備えを明記したマニュアルを作成する。なお、マニュアル作成の際には『和光市防災ガイド&ハザードマップ』を参照する。 ○防災訓練(引き渡し訓練、園外避難所への避難訓練)を実施する。○毎月一回以上の避難、消火訓練、その他の訓練(防犯等)を行う。
子育て支援・地域との連携	○保育所保育指針に基づき、保護者に対する支援を行う際には相互の情報関係を基本として、保護者の自己決定を尊重する。○保護者への支援として保育参加事業を実施する。 ○地域の保護者への支援として、保育施設見学(対象：保育施設)を実施する。○美玉王の受け入れを行う。
他機関との連携	○園内でケース会議などを実施し、子ども及び世帯の課題を解決する。○多制度・多職種による支援により課題解決・自立支援を図る(子ども家庭支援課、ネットワーク課、子育て世代包括支援センター、保育サポート課および保育センター等との連携)。 ○事業者連絡会、エリア別連絡会へ出席する。
小学校との連携	○幼保小連絡協議会に参加する。○小学校生活へスムーズに移行できるように、円滑な接続を図る。○保育所児童保護要録を作成・送付し、小学校と円滑な情報共有を図る。 ○合理的配慮が必要な児童については就学相談に案内し、情報共有と連携を図る。○和光駅前保育園・小規模保育事業所を卒園の際には、転園児童保護要録を作成・送付・受領し、転園先・転園先と双方で協力し合い、情報共有を図る。
一人一人に合わせた支援	○一日の生活リズムや、在園時間が増える子どもへの配慮を行う。○チャレンジ保育を実施する。○巡回相談事業や保育所等訪問支援などを活用し、適切な支援方法を学ぶ。○午睡については子ども発達の発達や個人によって差があるため、一律ではないようにする。
職員の資質向上	○『子どもの権利条約』保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン』保育所、認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト』等を参照し、子どもの人権に配慮した保育が実施されているか、常に意識を高め、保育の振り返りを行う。 ○園内研修を実施する。○子ども、子育て支援事業従事者研修等、和光市が主催する研修に参加する。

※『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』を意識して保育を行います。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

中央教育審議会教育課程部会資料より



※生活や遊びを通じて、子どもたちの身体的・精神的・社会的な発達を促す

社会保険審議会児童部会保育専門員会資料より



和光市イメージキャラクター
わこうっち

和光市保育の質のガイドライン

令和6年4月発行

和光市保育の質のガイドライン検討委員会